

2019年7月

(一社) 日本民間放送連盟

「新たなCAS機能に関する検討分科会」一次とりまとめ(案)に対する意見

ページ番号	項目	意見
16	4. まとめ	<p>機能分離をはじめとする新たなCAS機能の在り方について、具体的な要望等が顕在化していないことが明確になり、今後の市場環境の変化や技術動向にあわせて検討すべき旨の方針が示されたことは、妥当なものと考えます。</p> <p>放送コンテンツの違法流通・権利侵害の防止と、視聴者のコンテンツ利用の利便性を両立させるため、放送事業者は情報通信審議会の答申に沿ってコンテンツ権利保護を実施しております。コンテンツ権利保護の実施には、一般的にB-CASのように有料放送と共通の仕組みを採用するケースと、TRMPのように専用の方式を採用するケースとがありますが、一概に優劣を論じることはいけません。ACASの次の「新たなCAS」についても、対象となる放送サービスが明確になった段階で、例えば受信機の共通化による視聴者の利便性や、コンテンツ権利保護の実施にかかる全体的なコストなど、さまざまな要素を勘案し、適切に判断されるべきものと考えます。</p> <p>CASは民間の契約に基づいて運用されていることから、チップ化に伴う故障時等の消費者負担の低減やCAS機能の費用分担の在り方を、民間の関係者間で検討していくとの認識も、妥当なものと考えます。</p>